

特殊車テキスト

基礎編

お詫びと訂正のお願い

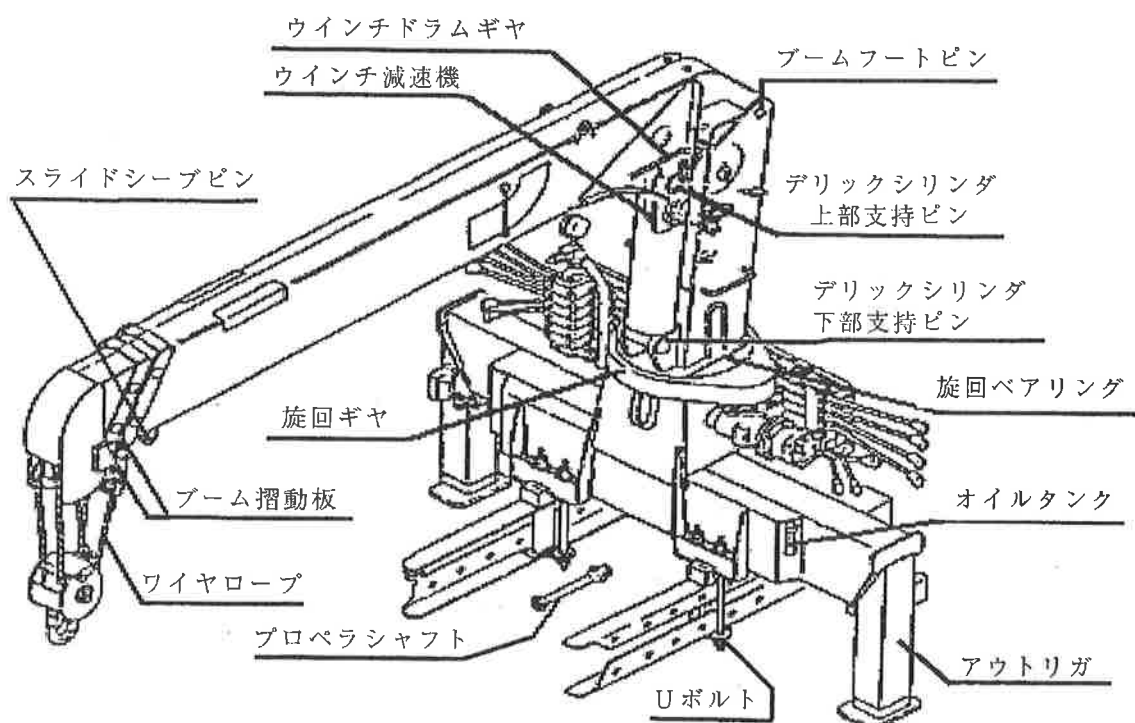
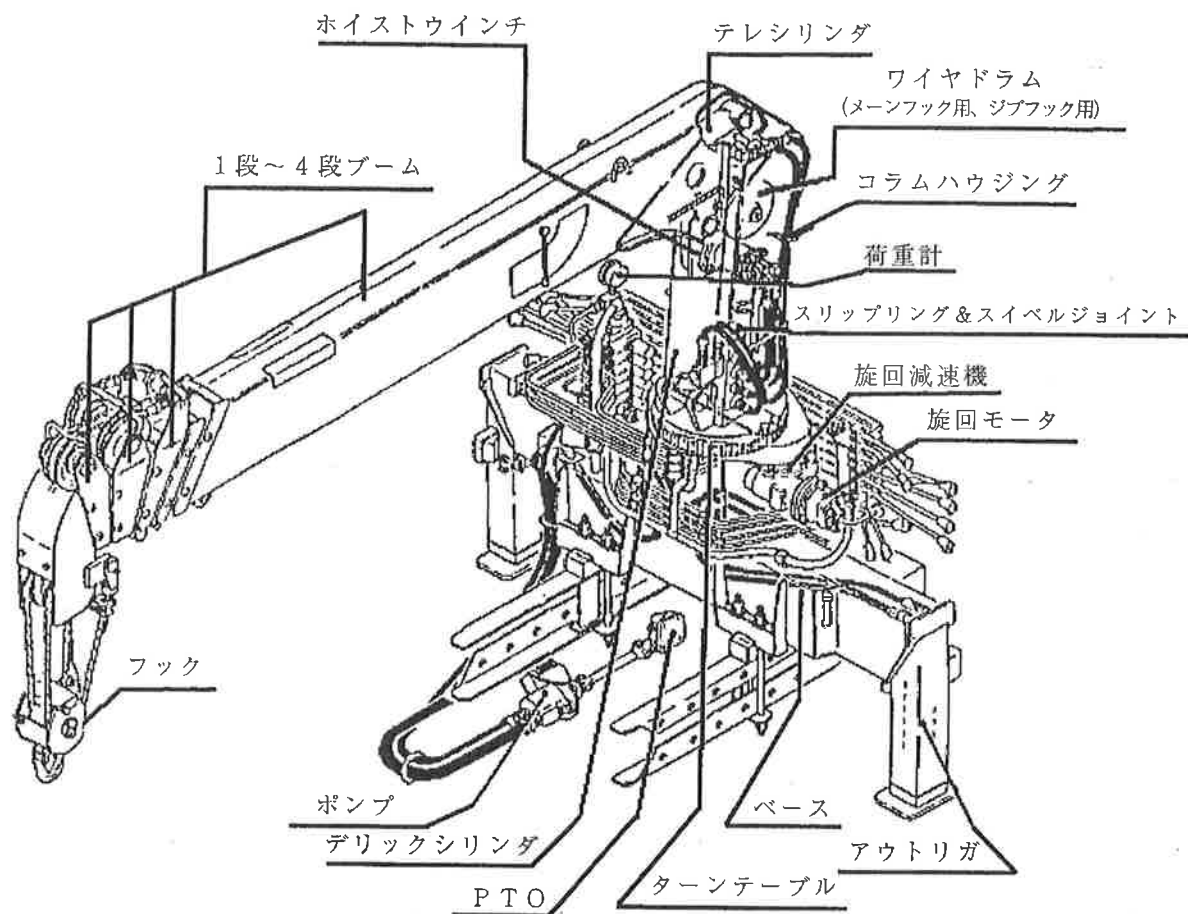
掲記該当頁に誤りがありました。お詫びして訂正致します。
 お手数ですが、下記のとおり改めてご使用下さるようお願い致します。

【平成13年7月 発行分】対象

【平成17年5月 2刷発行分】対象

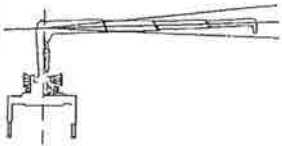
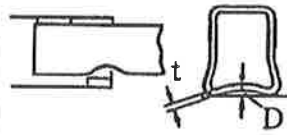
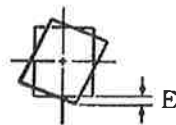
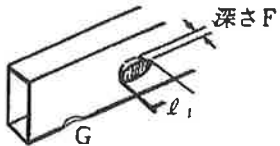
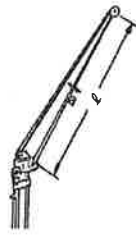
(訂正更新2008年5月)

該当箇所	【誤】	【正】
第1章 P.5-18行目	b. 自身、噴火、津波による事故など	b. 地震、噴火、津波による事故など
第1章 P.12-	b. 車載クレーン c. トラッククレーン d. ホイールクレーン e. クローラクレーン	a. 車載クレーン b. トラッククレーン c. ホイールクレーン d. クローラクレーン
第2章 P.29-上図	荷量計 スリップリング	荷重計 スリップリング&スイベルジョイント
第6章 P.195-5行目	取付け穴にボルト？を	取付け穴にボルト④を
第8章 P.432-中央右枠	自動卓点検基準	自動車点検基準
第8章 P.434-表	区分：道路運送車両法の保安基準	区分：道路運送車両の保安基準
参考資料 P.1	ブームの曲がりとおひずみ(一覧表)	ブームの曲がりとおひずみ(一覧表) テスト要領と整備基準 2. 補助ジブを追加 追加資料-1 参照
参考資料 P.2	ラチスジブの曲がりとおひずみ(一覧表) 整備基準の各見出しの抜け	ラチスジブの曲がりとおひずみ(一覧表) 整備基準の各見出し追加 追加資料-2 参照
参考資料 P.26	アジャスター試験の概要 試験要領変更に伴う追加	アジャスター試験の概要 Ⅲ 口述・面接試験(30分程度) 注) 筆記・見積試験は2年間の免除制度が適用 され、口述・面接試験は廃止されている。
参考資料 P.27-24行目	クレーンの用語、定格総荷重表、過負荷防止	クレーンの用語、定格総荷重表、過負荷防止
参考資料 P.28	[口述・面接試験] 試験要領変更に伴う追加	[口述・面接試験] ⇒(2006年度から当面廃止されている)
参考資料 P.31-20行目	ク. 機体重量が3トン	キ. 機体重量が3トン
参考資料 P.32-8行目	組合わせて、スレストを打ち消し合うように	組合わせて、スラストを打ち消し合うように
参考資料 P. 終わりに	参考文献(右側-25行目) 建設機械等損算定表	参考文献(右側-25行目) 建設機械等損料算定表



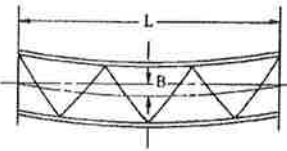
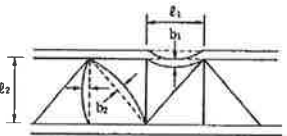
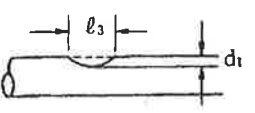
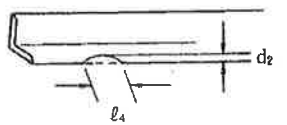
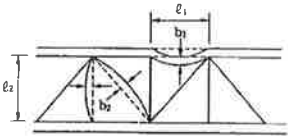
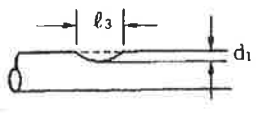
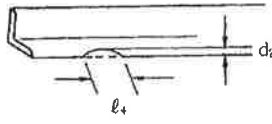
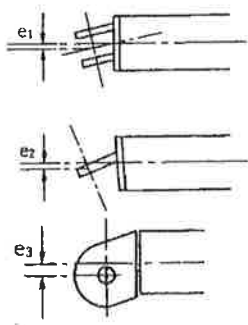
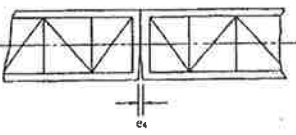
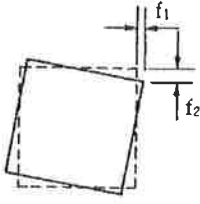
【追加資料-1】

ブームの曲りとひずみ

テスト要領	整備基準	テスト要領	整備基準
1. ブーム (1) ブーム組立全体の姿勢で全伸長、最大角度にし、定格負荷時において全体の曲りを調べる。(機体を水平に保ち、スライディングパッドは適正に調整しておく)  (2) 個々のブームの曲りなどについては伸縮作動に支障の無いことを確認した上で、上下・左右方向の曲り量を調べる。  (3) ブームラップ部のへこみ(底板の湾曲)の有無を調べる。 	(1) 全長にわたり縦横ともに大きな曲りが無いこと。 (2) 上下の曲り $B \leq 1.5 \times \frac{\ell}{1000} [\text{mm}]$ 左右の曲り $C \leq 1.0 \times \frac{\ell}{1000} [\text{mm}]$ (3) $D \leq \frac{1}{2}t [\text{mm}]$ [or $D \leq \frac{1}{3}t [\text{mm}]$]	(4) 側面板のひずみの有無を調べる。 (5) ブームを組立て全伸長したときの長手方向のねじれの有無を調べる。  (6) 打痕など局所的な凹みを調べる。  (7) スライディングパッドの摩耗およびガタの有無を調べる。	(4) 特に圧縮側(下半面)では、大きなひずみがないこと。 (5) $E \leq 5 [\text{mm}]$ (6) $F \leq 2 [\text{mm}]$ ただし $\ell \geq 50 [\text{mm}]$ の場合に限る 四隅の打痕 G は一般に修理不可能。 (7) 隙間は適正な寸法であること。摩耗量は 1/3 以下であること。
		2. 補助ジブ (1) 補助ジブ全体の曲りの有無を調べる。  (2) 支柱の打痕などの局所的な凹みや曲りを調べる。 ボックスタイプでは、打痕などの局所的な凹みを調べる。	(1) 上下、左右に著しい曲りが無いこと。 $a \leq 1.5 + \frac{\ell}{1000} [\text{mm}]$ (トラスタイプ) $a \leq 1.5 \times \frac{\ell}{1000} [\text{mm}]$ (ボックスタイプ) (2) 支柱に著しい凹みや曲りが無いこと。 [許容限度は次表(4)に同じ] ジブに著しい凹みが無いこと。 [許容限度は同表(6)に同じ]

【追加資料-2】

ラチスジブの曲りとひずみ

テスト要領	整備基準	テスト要領	整備基準
1. ジブ (1) 主ジブ全体の曲りの有無を調べる。 (2) 主ジブを単体ジブごとに全長にわたる曲りの有無を調べる。  (3) 主ジブの単体ジブごとの局所的な凹みを調べる。   	(1) 上下左右に著しい曲りが無いこと。 (2) 全長にわたる曲り $B \leq 1.5 + \frac{L}{1000} [\text{mm}]$ ただし10mmを超えない。 (3) ラチス間での凹み $b_1 \leq 1.5 + \frac{l_1}{1000} [\text{mm}]$ $d_1 \leq 0.8 \text{ mm}$ ただし $l_3 > 15 \text{ mm}$ の場合に限る $d_2 \leq 1.5 \text{ mm}$ ただし $l_4 > 30 \text{ mm}$ の場合に限る。 これ以下の時は、これに準じた滑らかな凹みであること。 当り傷は、修理不可 0.5mm 以内は円滑に均す要あり。	(5) 補助桁の曲り  (6) 補助桁の局所的な凹み   (7) 接合部（クレビス）の確認。   (8) 全体のねじれ 	(5) 曲り $b_2 \leq 2.0 + \frac{l_2}{1000} [\text{mm}]$ (6) 凹み $d_1 \leq 1.0 \text{ mm}$ ただし $l_3 > 15 \text{ mm}$ の場合に限る $d_2 \leq 2.0 \text{ mm}$ ただし $l_4 > 30 \text{ mm}$ の場合に限る。 当て傷の場合は、 $d_1, d_2 \leq 0.5 \text{ mm}$ これ以下のときは、これに準じた滑らかな凹みのこと。当て傷の深さは0.5mm 以内、ただし、円滑に均す要あり。 (7) 変形 $e_1, e_2, e_3 \leq 1.0 [\text{mm}]$ ボルト接合面の場合 $e_s \leq 0.8 [\text{mm}]$ ただし、ボルト接合面の接触面積が全面積の3/4以上ある。 (8) ねじれ $f_1, f_2 \leq 5.0 [\text{mm}]$

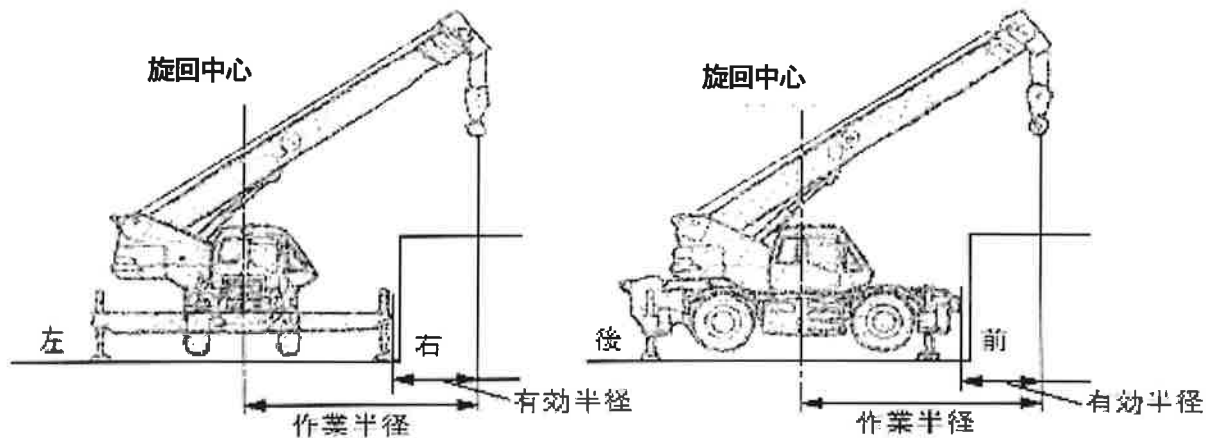
道路運送車両法の構成と関係政省令の関連別表

(昭和26年法律185号)

法 律 ・ 政 令 ・ 運 輸 省 令		
(第1章)		
総 則 (第1条～第3条) ・目的・定義・自動車の種別	道路運送車両法施行令 (昭和26年政令第354号)	道路運送車両法施行規則 (昭和26年運輸省令第74号)
(第2章)		
自動車の登録 (第4条～第39条) ・新規登録・変更登録・移転登録 ・まつ消登録・車台番号等の打刻 ・打刻の塗まつ等の禁止	自動車登録令 (昭和26年政令第256号)	自動車登録規則 (昭和26年運輸省令第7号) 道路運送車両法施行規則 (第4条～第31条の2) 自動車の登録および検査に関する申請書等の様式を定める (昭和45年運輸省令第8号)
(第3章)		
道路運送車両の保安基準 (第40条～第46条) ・自動車の構造 ・自動車の装置 ・乗車定員又は最大積載量 ・原動機付自転車の構造及び装置 ・軽車両の構造及び装置		道路運送車両の保安基準 (昭和26年運輸省令第67号)
(第4章)		
道路運送車両の点検及び整備 (第47条～第57条の2) ・使用者の点検及び整備の義務 ・日常点検整備 ・定期点検整備 ・整備管理者の選任 ・整備管理者の資格 ・整備命令 ・自動車整備士の技能検定 (第55条)		自動車点検基準 (昭和26年運輸省令第70号) 道路運送車両法施行規則 (第32条～第33条) 自動車整備士技能検定規則 (昭和26年運輸省令第71号)
(第5章)		
道路運送車両の検査 (第58条～第76条) ・自動車の検査及び自動車検査証 ・新規検査・自動車検査証の有効期間 ・継続検査・臨時検査 ・改善措置の勧告等 (リコール) ・自動車検査証の備付等 ・自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査 ・予備検査・限定自動車検査証 ・自動車の指定 (第75条)		道路運送車両法施行規則 (第35条の2～第45条の2) 自動車型式指定規則 (昭和26年運輸省令第85条) 装置型式指定規則
・装置の指定 (第75条の2)		

該当箇所	【誤】	【正】
第2章 P.54-下図	クレーンのイラスト(天地逆)	追加資料-3 参照
第5章 P.147-19行目	応力の式(天地逆)	追加資料-4 参照

【追加資料-3】



【追加資料-4】

$$\text{応力} : \sigma (N/mm^2) = \frac{\text{部材に働く荷重} : F (N)}{\text{部材の断面積} : A (mm^2)}$$

参考資料P.26 アジャスター試験の概要
試験要領変更に伴う追加分

注) 筆記・見積試験は2年間の免除制度が適用され、口述・面接試験は廃止されている。